

認可外保育施設運営にあたってのチェックポイント

～より高い水準の保育の提供をめざして～

越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課

平成27年(2015年)12月作成

平成28年(2016年)7月改訂

平成29年(2017年)9月改訂

平成30年(2018年)12月改訂

令和元年(2019年)6月改訂

令和2年(2020年)2月改訂

令和2年(2020年)8月改訂

令和3年(2021年)4月改訂

令和3年(2021年)6月改訂

令和5年(2023年)4月改訂

令和6年(2024年)5月改訂

「認可外保育施設運営にあたってのチェックポイント」について

認可されているか否かにかかわらず、子どもを預かることは、**子どもの命を預かることと同様で、大変責任の重い仕事**です。

越谷市では、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行されたことや、越谷市が中核市に移行したことに伴い、より高い水準の保育の提供を目指して、認可外保育施設の指導監督について見直しを行いました。

この見直しにあわせ、先進自治体の認可外保育施設に関するマニュアル等をもとに、「認可外保育施設運営にあたってのチェックポイント」を作成いたしました。また、認可外保育施設で整備いただきたい様式についても、参考様式を整備し、越谷市公式ホームページに掲載することといたしました。

現在、認可外保育施設を設置・管理されている方や、施設で実際に子どもたちの保育に従事されている方、今後、施設の設置・管理を予定されている方にとって、これらの資料が認可外保育施設運営の理解の一助となり、より良い保育の提供につながることを願ってやみません。

平成27年12月



目 次

第 1	保育に従事する者の数及び資格	- 1 -
第 2	保育室等の構造、設備及び面積	- 10 -
第 3	非常災害に対する措置	- 13 -
第 4	保育室を 2 階以上に設ける場合の条件	- 18 -
第 5	保育内容	- 24 -
第 6	給食	- 30 -
第 7	健康管理・安全確保	- 34 -
第 8	利用者への情報提供	- 45 -
第 9	備える帳簿等	- 51 -
	参考資料	- 55 -

このチェックポイントについて

ゴシック体：「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 2 9 日こ成保第 2 0 6 号こども家庭庁成育局長通知）」の別添「認可外保育施設指導監督基準」を示したもの。

越谷市では、この基準に照らして、認可外保育施設に対する指導監督を行う。

なお、ゴシック体で示した部分のうち、

 枠外が指導監督基準であり、

 枠内がこども家庭庁の基準の考え方を示している。

明 朝 体：国が定める「認可外保育施設指導監督基準」に対する越谷市の運用・考え方を示したもの（越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課による補足）

認可外保育施設運営にあたってのチェックポイント

ゴシック体：国が定める「認可外保育施設指導監督基準」

明 朝 体：越谷市の運用・考え方(子ども施策推進課による補足)

第1 保育に従事する者の数及び資格

大切な児童の命を守り、健やかな成長を実現するため、必要な保育者の配置が求められる。災害や事故、急な病気など緊急のケースにも対応できるよう、最低2人以上の保育者の配置が原則。また、保育者の三分の一以上の有資格者を配置することも必要。なお、保育者が給食調理に従事するなど実際に児童の保育にあたっていない場合には、保育者が配置されているとはみなせない。

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

(1) 保育に従事する者の数

保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。

- 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。
- 児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについて、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が施設ごとに基準日を判断することが可能である。
- 6人以上19人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時間帯を判断するに当たっては、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面への配慮などを踏まえ、各施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要があること。

- 食事の世話など特に児童一人一人に適切な援助が必要な時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常はおおむね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。
短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

▶ こども家庭庁は、「時間帯ごとにも職員配置が満たされているか確認すべき」としており、原則、全ての日、時間帯で配置基準が満たされていることが必要。

(2) 保育に従事する者の有資格者の数

保育に従事する者のおおむね三分の一（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

- 上記にかかわらず、保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。

- ▶ 年齢別配置基準により必要とされる保育者の三分の一以上は、保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者であること。
- ▶ 必要保育者が2人の施設や保育者が1人となる時間帯の場合、最低1人は有資格者であることが必要。つまり、常時、有資格者が配置されている必要がある。
- ▶ 3歳以上の幼児のみを対象とする施設の場合、幼稚園教諭免許取得者についても、有資格者とみなす。
- ▶ 資格証がない場合は、「第9 備える帳簿 資格を証明する書類（写）」の項目で書類の整備の不備とみなされる。
- ▶ 保育士の登録がされていない場合も、有資格者とはみなされない。（登録見込みの者については、資格取得見込証明書や保育士登録事務処理センターから送付される登録申請受付の写し等を、登録までの間、保管しておくが良い。）

[児童福祉施設設備運営基準第33条第2項]

乳児（1歳未満児）	3 対 1
1・2歳児	6 対 1
3歳児	20 対 1
4歳以上児	30 対 1

年 齢	乳 幼 児 数			必要保育者数	
	月極め a	時間預かり b	総乳幼児数 a + b = c	月極め(a) に対する数	総乳幼児数(c) に対する数
0 歳					
1・2歳					
3 歳					
4・5歳					
学 童					
合 計					
必要保育者数(整数)					
必要有資格者数(整数)					

※必要保育者数は、年齢別は小数点第2位以下を切り捨てて計算し、合計は年齢別の値を合計し、小数点第1位を四捨五入する。（ただし、最低2人）

※必要有資格者数は、必要保育者数に1/3を乗じた値の小数点第1位を四捨五入（ただし、必要保育者数が2人又は1人のときは、最低1人）

※食事の世話など特に児童一人一人に適切な援助が必要な時間帯については、児童の処遇に支障をきたすことのないよう保育者の配置に留意する必要がある。

- ▶ 保育者の最低必要数は2人（うち1人は有資格者）であり、複数配置が必要。

【1日に保育する乳幼児の数が20人以上の施設】

主たる開所時間を超える時間帯で、現に保育している乳幼児が1人の場合に限る、保育者は1人（有資格者）で良い。主たる開所時間を超える延長時間でも、乳幼児が2人以上いる場合は、最低複数配置が必要。

【1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設】

認可事業である小規模保育事業でも常時複数配置は求められていないことを踏まえ、年齢別配置基準により必要となる保育者の数が1以下となる場合であって、乳幼児の数が3人を超えない場合は、保育者は1人（有資格者）でも良いこととする。ただし、複数の乳児を保育する時間帯や夜間・午睡の時間帯を除く。また、保育する乳幼児がごく少数であっても、保育者1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど事故等の緊急対応、異年齢への配慮を踏まえ、適切な運営体制を確保すること。

参考：認可の小規模保育事業(A・B型)の預かり時間と保育者配置基準について

職員配置計画については、以下の預かり時間と保育者配置基準の参考例等を踏まえ、休憩や休暇も含めて運用できる配置計画を策定してください。

《参考例》定員19人、7時から19時まで開所する小規模保育事業所(A型・B型)の場合
(定員内訳 0歳/6人、1歳/6人、2歳/7人)

	7:00	7:30	8:30								16:30	18:30	19:00
	▼	▼	▼								▼	▼	▼
	延長	保育標準時間 (11時間)										延長	
0歳児在園数	1	4	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	1
1歳児在園数	0	4	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	1
2歳児在園数	0	4	7	7	7	7	7	7	7	7	4	4	0
年齢別配置基準	0.3	2.6	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	2.6	2.6	0.4
配置基準*	2*	4	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	2*

* 認可の小規模保育事業(A・B型)は、年齢別配置基準に+1人の保育者の配置が必要

* 小規模保育事業(A型・B型)や事業所内保育事業(小規模型)については、保育所と比べ職員数が少数であり、事業所規模が小さいことなどから、開所時間の始期・終期の前後の時間帯等で児童が「ごく少数」となる場合、常時複数の保育者を配置することまで求められていません。

* 「ごく少数」とは

保育者の数について、年齢別に乳幼児の数を配置基準で除し、小数点以下2位以下の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値が0.4以下となる場合とします。

例) 0歳児1人の場合：1人×1/3=0.3 1歳児2人の場合：2人×1/6=0.3

0歳児1人と1歳児1人の場合：(1人×1/3) + (1人×1/6) = 0.4

* 保育する乳幼児の数が「ごく少数」であっても、保育者1人となる時間帯を必要最小限とし、事故等の緊急対応、異年齢への配慮を踏まえ、適切な運営体制を確保してください。

なお、小規模保育事業B型については、保育士割合が1/2以上であることを求められていることから、保育者が1人となる時間帯については保育士資格を有する者の配置が必要です。

(保育所型事業所内保育事業については、保育所同様、常時複数の配置が必要です。)

(3) 国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のアからウまでのいずれにも該当し、(2)の基準を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設については、(2)を適用しないことができる。

ア 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であること。

イ 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること。

ウ 保育士の資格を有する者を1人以上配置していること。

▶ 越谷市は、国家戦略特別区域ではないため、適用外となる。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

ア 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する業務（家庭的保育事業）又は同条第12項に規定する業務（事業所内保育事業）を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

▶ 家庭的保育事業を目的とする施設の場合、保育者（有資格者）1人に対し乳幼児3人まで保育することができる。この場合も、給食調理のため保育者とは別に調理員を雇用する、保育者の休憩や緊急対応等に備え複数の保育者を配置するなど、児童の処遇に支障をきたすことのないよう職員配置に留意する必要がある。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

○ イについて、当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。

(2) 保育に従事する者

ア 法第6条の3第9項に規定する業務（家庭的保育事業）を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務（事業所内保育事業）を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

○ 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条の3第9項に規定する業務（家庭的保育事業）を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務（事業所内保育事業）を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）にあつては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設にあつては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。

○ 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等が

これと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

- ▶ 越谷市では、家庭的保育事業又は事業所内保育事業を目的とする施設の場合、常時、有資格者（保育士・看護師・准看護師）又は家庭的保育者の配置を求めている。なお、3歳以上の幼児のみを対象とする場合は、幼稚園教諭免許取得者についても有資格者とみなす。
- ▶ 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」については、「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（令和3年3月31日付け子発 0331 第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）」により次のとおりとされている。

「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（令和3年3月31日付け子発 0331 第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）」の抜粋

1 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」

「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」とは、以下の(1)から(3)のいずれかをいう。

- (1) 都道府県等が行う「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発 0521 第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下同じ。）の別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める家庭的保育者等研修事業の基礎研修または居宅訪問型保育研修事業の基礎研修
- (2) 都道府県等が行う「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発 0521 第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める専門研修の「地域保育コース」
- (3) 都道府県等が行う「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添7「認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱」に定める認可外の居宅訪問型保育研修

2 「都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修」

「都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修」について、以下の(1)から(4)は、1に定める研修と同等以上のものとして取り扱うこととする。

なお、以下の(1)から(4)以外の主体が実施する研修について、都道府県知事等が1(1)に定める研修と同等以上のものと認める基準等は別添のとおり（※別添省略）。

- (1) 市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が実施する1(1)で定める研修（「多様な保育研修事業実施要綱」に定める指定研修事業者が実施した研修を含む。）
- (2) 市町村長又は子ども・子育て支援法第59条の2第1項で定める仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育助成事業（「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月27日府子本第370号・雇児発 0427 第2号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の2に定める企業主導型保育助成事業をいう。以下同じ。）の実施主体が実施する1(2)で定める研修（「子育て支援員研修事業実施要綱」で定める指定研修事業者が実施した研修を含む。）
- (3) 公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- (4) 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設が実施する公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。
- 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

- ▶ 「保育士でない者」を保育士と名乗らせている、呼ばせているなどの積極的な名称使用の違反をしていれば、指導監督基準を満たしていないものとする。
- ▶ 有資格者か無資格者かの表示等については、表示等がないことをもって、指導監督基準を満たしていないとはならないが、できるだけ明確な区分に努めること。
- ▶ 平成18年11月29日以降は、保育士登録をしていないと「保育士」とは名乗れない。

4 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

- ▶ 越谷市は、国家戦略特別区域ではないため、適用外となる。

参考：越谷市での認可外保育施設に関する有資格者の取扱いについて

- ・認可外保育施設については、保育に従事する者のおおむね三分の一（保育に従事する者が2人の施設や保育者1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師若しくは准看護師の資格を有する者であることが求められる。
- ・昨今の保育需要に鑑み、国では、認可保育所等について、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を当分の間、保育士としてみなせる特例が定められた。この保育士配置特例については、越谷市では令和3年4月1日から適用開始となる。
- ・しかし、国は、認可外保育施設における有資格者の取扱いに関して、指導監督基準を改正していない。このことを踏まえ、越谷市では、認可外保育施設に勤務する小学校教諭又は養護教諭の免許取得者について、有資格者とはみなさない。
- ・幼稚園教諭免許取得者については、越谷市では、3歳以上の幼児のみを対象とする認可外保育施設の場合、有資格者とみなすことができることとしている。
- ・なお、幼稚園教諭や養護教諭は専門課程を経て取得できる資格であり、専門的立場からの助言も期待できることから、雇用それ自体を禁止するものではない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

第95条 前条の事情に鑑み、当分の間、第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

「保育所等における保育士配置に係る特例について(厚生労働省通知)」より抜粋

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例(基準第95条関係)

基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭(以下「幼稚園教諭等」という。)の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができることとする。

幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭等の専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい。

また、保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。

④ ②及び③の特例を適用する場合における保育士の必要数(基準第97条関係)

②及び③の特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。)を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

参考：保育面積及び保育者数整理表（居宅訪問型保育除く。）

定員	保育面積	保育者数
20人以上	1人 1.65㎡以上	乳児3：1 1・2歳児6：1 3歳児20：1 4歳以上児30：1 ※常時複数配置。 ただし、主たる開所時間である11時間(施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間)を超える時間帯で、児童が1人の場合は、保育者1人でよい。
6人～ 19人	1人 1.65㎡以上	乳児3：1 1・2歳児6：1 3歳児20：1 4歳以上児30：1 ※認可事業の小規模保育事業でも常時複数配置は求められていないことから、年齢別配置基準により必要となる保育者数が1以下となる場合であって児童数が3人を超えないときは、保育者は1人でも良い。ただし、複数の乳児を保育する時間帯や夜間・午睡の時間帯を除く。 また、児童がごく少数であっても、保育者1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど事故等の緊急対応、異年齢への配慮を踏まえ、適切な運営体制の確保が必要。
5人以下	最低 9.9㎡以上	保育者1人につき3人まで 補助者がいる場合は、5人まで

※保育者が給食調理に従事するなど実際に児童の保育にあたっていない場合には、保育者が配置されているとはみなせない。

第2 保育室等の構造、設備及び面積

保育に必要な面積を確保し、安全確保、衛生面の配慮等を行うとともに、安全確保に対する措置を講じること。

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室及び便所があること。

▶ 調理室(調乳室を含む。)については、調理・調乳コーナーでも可能。

(12ページ 「3 共通事項 (2)便所及び調理室」の項を参照)

(2) 保育室の面積

保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり 1.65 m^2 以上であること。

○ 「保育室の面積」とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等は含まない。

- ▶ 保育室の面積を、総乳幼児数(月極め及び一時預かりの乳幼児の合計で最も多い人数)で除して 1.65 m^2 の基準を満たしているかを確認する。
- ▶ 保育室の面積については、有効面積(有効に乳幼児が活動することの可能な面積)で確保すること。

有効面積の算定に当たっては、内法面積からロッカー、収納スペース等の造付け・固定造作物の面積を差し引くものとする。ただし、1日のうち特定の時間帯のみ保育を目的として配置する物については有効面積に含めることができる。

[有効面積に含めることができる物の例]

- ・食事の際に使用する机、椅子
- ・遊びの時間に使用する遊具
- ・吊り戸棚等で、床上からおおむね 140 cm 程度の空間を確保したもの

[有効面積に含めることができない物の例]

- ・ロッカーや棚、本棚等、常設のもの
 - ・ピアノ等、可動式であっても常時保育室内に配置されているもの
- ▶ 保育を行っている乳幼児の数に対し、保育室の面積が基準を満たしていない場合は、算定による数以上の乳幼児を受け入れないこと。
- ▶ なお、定員を上回る利用がある場合で、保育室の面積が基準に対して余裕があれば、定員の変更を行う。

- (3) 乳児(おおむね満1歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

○ 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。

- ▶ 0歳児でも1歳に近い子で、1歳以上の子と一緒に保育しても問題がない場合は、施設によっては区画せず一緒に保育していることもあるので、実態上問題がなければ、柔軟に判断して差し支えない。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務（家庭的保育事業）を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務（事業所内保育事業）を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）については、保育室のほか、調理設備及び便所があること。また保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。
- ▶ 認可外保育施設について、認可の家庭的保育事業の面積基準を厳密に適用すると、定員が6人の場合と定員が5人以下の場合とで逆転現象が生じてしまう。
- また、一方で、認可の家庭的保育事業において、定員が3人以下の場合であっても最低でも9.9㎡が必要と示されたことから、越谷市では、定員5人以下の認可外保育施設の場合は、保育室の面積は、有効面積で9.9㎡以上を確保することを求めることとする。

認可の家庭的保育事業の面積基準

最低 9.9㎡
定員4人：13.2㎡
定員5人：16.5㎡



認可外保育施設の面積基準

乳幼児の数×1.65㎡
定員6人の場合
6人×1.65㎡=9.9㎡

- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、乳幼児の居宅等について広さ等の要件を求めるものではないが、その事業の運営を行う事業所においては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。
- ▶ 居宅訪問型保育については、児童の居宅での保育という特性を踏まえても、事業運営のためには、児童等の個人情報等を保管するキャビネットや事業運営に使用する情報機器等が必要であり、当該設備を設置する事務スペースを「事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画」として取り扱う。
- ▶ 設備・備品等については、上記キャビネットや情報機器等のほか、例えば、特別な支援を有する児童に対する保育に使用する備品等が想定される。

3 共通事項

○ 法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

- (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。

○ 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

- ▶ 採光については、窓等の有効な開口部が「おおむね保育室面積の七分の一に満たない」場合は、原則、指導監督基準を満たしていないものとして取り扱う。ただし、建築基準法による採光計算等により開口部の実面積と有効面積が異なることがあるため、必要な場合は、建築士等に確認を行うこと。
- ▶ 換気については、有効な開口部が「保育室面積の二十分の一に満たず、かつ、換気設備が全くない」場合は、指導監督基準を満たしていないものとして取り扱う。ただし、採光と同様、建築基準法等に規定があるため、必要な場合は、建築士等に確認を行うこと。
- ▶ 安全性の確保では、同一のベビーベッドに2人以上寝かしていないか、0歳児の数を上回るベビーベッドが確保されているかを確認する。また、ベビーベッドに転落防止措置がされているかを確認する。

(2) 便所及び調理室

便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ。）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

便器の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

- 便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。
- 調理室は、保育室と簡単に出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

《便所》

- ▶ 保育室と便所の区画については、最低120cm程度の高さの仕切り（壁等）が必要。
- ▶ 幼児用便器の設置や補助便座等の使用により、乳幼児が安全に使用できることが必要。
- ▶ 便所が共同使用の場合でも、「同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上も問題がない」ときは、指導監督基準を満たす。その場合、幼児の安全面から、保育者の付き添いが必要。
- ▶ 便所内の「共用タオル」については、「第7 健康管理・安全確保 (6) 感染症への対応」の項目を満たさないこととなる。
- ▶ 手洗いに石鹸等があり、衛生的であるかどうかを確認するとともに、便器用洗剤や掃除用具などが幼児の手の届かないところに安全に保管されているかを確認する。

《調理室》

- ▶ 調理室（乳児がいる場合は調乳室も含む。）については、必ずしも室としての完全な独立性を必要とはせず、居室を区切る形で調理・調乳コーナーを設けることも可能である。その場合は、安全面、衛生面から、「区画」が必要。
- ▶ 給食を施設外で調理している施設、家庭からの弁当の持参を行っている施設についても、加熱・保存・配膳等のために必要な「調理機能」を有していることが求められる。具体的な調理機能とは、電子レンジ・冷蔵庫・流し台など。
- ▶ 調理室については、施設外共同使用の場合でも、「共同使用であっても衛生上問題なく、使用に当たり大きな制約がない」ときは、指導監督基準を満たす。

第3 非常災害に対する措置

1 法第6条の3第11項に規定する業務(居宅訪問型保育事業)を目的とする施設以外の施設

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
- 非常口は、火災等非常時に入所(利用)乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

《火災報知器や消火器などの設置》

- ▶ 消火用具(消火器等)が施設外の廊下等に設置されている場合は、指導監督基準を満たさないこととなる。あくまで、施設内にあることが必要。また、消防法上は警報設備や消火設備の設置義務が課されていない施設についても、指導監督基準により、火災報知器や消火器などの消火用具の設置を求めるものとする。

《非常口(玄関とは別の勝手口など)の設置》

- ▶ 非常口については、火災等非常時に利用児童の避難に有効な位置に2箇所2方向設置されていること。つまり、通常の出入口とは別に避難可能な出入口が最低1か所設けられていることが必要。

なお、乳幼児を含めた利用者が避難可能な構造の窓が存在すれば、非常口が存在していると判断するものとする。

避難経路については、できる限り重複しないようにすることが必要。

《特定用途の防火対象物の消防用設備、避難器具等》

- ▶ 認可外保育施設は、特定用途の防火対象物として、建物全体の延床面積300㎡を超える場合は、自動火災報知設備の設置が必要なことがある。また、全国的に就寝施設において多数の死傷者を伴う火災発生が相次いだことなどから、消防法令が改正され、利用者を宿泊させるものについては、延床面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務付けられた。(平成27年4月1日施行)

消防用設備や避難器具等は消防法令により基準が定められており、認可外保育施設部分を含め建物全体の延床面積が300㎡を超える場合は、消防局予防課等に確認を行うこと。消防法令に基づき必要な設備等がない場合は、指導監督基準を満たさないこととなる。

- ▶ 延床面積は、建物全体で判断する。建物の一部のテナントを認可外保育施設として利用する場合、認可外保育施設の面積だけではなく、認可外保育施設が入居する建物全体で判断するので注意が必要。

(16ページ「※ 特定用途の防火対象物の消防用設備等の基準について」参照)

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設設備運営基準第6条
 - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに

対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

○ 家庭的保育事業等設備運営基準第7条

- 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

○ 火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めること。（保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第3章4節「災害への備え」参照。）

○ 児童福祉施設設備運営基準第9条の3

- 1 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

○ 児童福祉施設設備運営基準第10条

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

《非常災害に対する具体的計画の策定》

- ▶ 特定用途の防火対象物で、建物全体の収容人員が30人以上の場合は、防火管理者の選任や消防計画の策定、消防法令に基づく消火訓練・避難訓練・通報訓練の実施が必要があることがある。認可外保育施設の場合、「定員」と「実態」に大差がある施設もあり、実数で30人を超えない場合は不要と判断する消防署もあるようである。（なお、人数は、乳幼児及び職員の数の合計で判断する。）
- ▶ 認可外保育施設の児童や職員を含めて建物全体の収容人員が30人以上となる施設については、消防局予防課等に必要な手続きについて確認を行うこと。
消防計画の策定等が必要な施設で、防火管理者の選任・届出、消防計画の策定・届出がされていない場合は、指導監督基準を満たさないこととなる。
- ▶ 特定用途の防火対象物で、建物全体の収容人員が30人未満の場合は、災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画の策定が必要である。

※消防計画が作成されている場合は消防計画で可能

- ▶ 収容人数は、建物全体で判断する。建物の一部のテナントを認可外保育施設として利用する場合、認可外保育施設の職員や乳幼児の数だけではなく、認可外保育施設が入居する建物全体で判断するので注意が必要。

(16ページ「※ 特定用途の防火対象物の消防用設備等の基準について」参照)

《避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施》

- ▶ 避難消火等の訓練については、毎月実施するとともに、記録をすること。記録の際は、火事・地震・竜巻・水害・不審者対応等の非常事態の種別に応じて訓練内容が異なることが予想されるため、その違いがわかるような記載とすること。

(様式「非常災害等訓練年間計画表」、「非常災害等訓練実施記録表」)

- ▶ 訓練については、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練が原則。利用児童へ訓練に関する説明を行うこと、ビデオを見せることだけでは不十分。
- ▶ 経済産業省主導で、有識者や防災専門家等の意見を聞いて保育現場向け防災ハンドブックが作成されている。越谷市公式ホームページから確認すること。
ベビーシッター向けのものもあるため、居宅訪問型保育者は確認すること。

《業務継続計画の策定、周知及び見直し》

- ▶ 業務継続計画の策定、周知及び見直しについては、未実施でも指摘事項とはしないが、児童福祉施設における業務継続ガイドラインや児童福祉施設における感染症対策マニュアルなどを参考に実施することが望ましい。

(参考様式：「児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）」)

※ 特定用途の防火対象物の消防用設備等の基準について

消防法令に基づき、「業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設」については、特定用途の防火対象物として、必要な設備の設置や防火管理者の選任等の義務がある。消防用設備の不備については、違反建築物として公表されることもある。

消防法令による基準については、消防局予防課へ確認・相談すること。なお、消防局予防課へ相談する際は、建物全体で判断する必要があるため、建物全体の延床面積等の概要を記した資料、他テナントの入居状況などの現況がわかる資料等を持参すること。認可外保育施設が自己所有でない場合は、建物所有者や管理事業者を確認し、必要な手続きをとること。

消防局予防課（電話 048-974-0103）

消防法

（高層建築物等において使用する防火対象物品の防火性能）

第八条の三 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防火対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならない。

消防法施行令

（防火防火対象物の指定等）

第四条の三 法第八条の三第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十二)項ロ及び(十六の三)項に掲げる防火対象物(次項において「防火防火対象物」という。)並びに工事中の建築物その他の工作物(総務省令で定めるものを除く。)とする。

2 別表第一(十六)項に掲げる防火対象物の部分で前項の防火防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、同項の規定の適用については、当該用途に供される一の防火防火対象物とみなす。

3 法第八条の三第一項の政令で定める物品は、カーテン、布製のブラインド、暗幕、じゅうたん等(じゅうたん、毛せんその他の床敷物で総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)、展示用の合板、どん帳その他舞台において使用する幕及び舞台において使用する大道具用の合板並びに工事用シートとする。

4、5 条文略

別表第一

(六)	ハ 次に掲げる防火対象物 (1)・(2) 条文略 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4)・(5) 条文略
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物

消防法施行規則

（防火対象物の用途の指定）

第五条第九項 令別表第一(六)項ハ(3)の総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設(同項ロに掲げるものを除く。)とする。

※国が定める指導監督基準と消防法令の基準が一致しないことがあるが、原則、厳しい方の基準に適合しなければ、認可外保育施設としては基準を満たさないと判断するものとする。

（例：保育室のカーテン等の防火処理

指導監督基準では、保育室を3階以上に設置する場合に、「保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること」が求められている。しかし、認可外保育施設は、消防法施行令別表第1(六)項ハの用途に該当するため、設置階数にかかわらずなく、防火性能基準を満たした防火物品を使用する必要がある。)

保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）

第 3 章 健康及び安全

保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健全な生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。

また、子どもが、自らの体や健康に関心をもち、心身の機能を高めていくことが大切である。

このため、第 1 章及び第 2 章等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育を行うこととする。

1～3 条文略

4 災害への備え

(1) 施設・設備等の安全確保

ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。

イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。

イ 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。

ウ 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

(3) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

2 法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設 防災上の必要な措置を講じていること。

○ 火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施することが必要であること。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第6条の3第9項に規定する業務(家庭的保育事業)を目的とする施設及び同条第12項に規定する業務(事業所内保育事業)を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)並びに同条第11項に規定する業務(居宅訪問型保育事業)を目的とする施設については、保育に従事する者の居宅又は保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。なお、適用しない場合、第3の1(2)に掲げる定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることに特に留意が必要であること。

- (1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること(「第3に規定する設備」とは、非常口(玄関とは別の勝手口など)、消火用具を指し、その両方が原則2階にあるかどうかで判断する。))。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

常用	①屋内階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段

- 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。

- ①バルコニーの床は準耐火構造とする。
- ②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
- ③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。
- ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
- ⑤その階の保育室の面積のおおむね八分の一以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

- 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないよう、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

《転落防止設備》

- ▶ 階段等が認可外保育施設の専有のものである場合は、乳幼児の転落防止の設備を設ける必要がある。ただし、施設がビルの一角等にあり共用階段を使用している場合、施設として転落防止設備の設置は困難であり、その場合は、共用階段への出入口を適正に管理し、転落防止を図ることで足りる。

《耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備》

- ▶ 建物が耐火若しくは準耐火建築物であるか、屋内階段・屋外階段があるかどうか、屋内避難階段等が適切な位置にあるかを確認する。
- ▶ 屋内階段のみで1階に降りてくる施設については、1階で火災が発生した場合に屋内階段が煙の流動経路となり避難に使用できないことが考えられるため、通常の出入口以外の非常口の設置、避難器具の設置などが必要。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③屋外階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火

構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

- 当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。
- スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- 調理用器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- ダンパー ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置である。

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

- 非常警報器具 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。
- 非常警報設備 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。

キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

- 防災物品の表示方法（消防法第8条の3）

消防庁登録者番号
防 災
登録確認機関名

防火対象物において使用する防災対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。

《耐火建築物であること》

- ▶ 2階に保育室を設ける場合の基準と異なり、準耐火では認められないことに留意。

《保育室の各部分から歩行距離30m以内に乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか》

- ▶ 19ページの常用及び避難用に示されている施設又は設備は、両方必要であり、いずれかがなければ、指導監督基準を満たさないこととなる。また、単なる屋

内階段では不可であり、屋内避難階段・屋内特別避難階段でなければ不可。

- ▶ 保育室の各部分からの歩行距離 30 m 以内の制限がある。

《自動消火装置、延焼防止措置等》

- ▶ 保育室が 3 階以上の場合の「調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置」とは、施設において使用されている調理用器具のほとんどが家庭用ガスコンロ等であるという現状から、特別な大型の調理用器具の場合を除き、住宅用の自動消火器具の設置で足りる。
- ▶ 「調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置」とは、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等である。

[防火設備]

防火戸、ドレンチャー（防火設備の種類の一つで、類焼・延焼を防ぐために圧力水を放水して建物の周りに水幕を張る設備）その他火炎を遮る設備であって、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもののこと。

[特定防火設備]

防火設備であって、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもののこと。

《保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料であるか》

- ▶ 不燃材料でないことが明らかな場合を除いて、確認のしようがない場合が多いため、ビルの所有者等に建築時の資料等を確認する。

《転落防止設備》

- ▶ 階段等が認可外保育施設の専有のものである場合は、乳幼児の転落防止の設備を設ける必要がある。ただし、施設がビルの一角等にあり共用階段を使用している場合、施設として転落防止設備の設置は困難であり、その場合は、共用階段への出入口を適正に管理し、転落防止を図ることで足りる。

《非常警報器具、非常警報設備、消防機関への通報設備》

- ▶ 非常警報器具又は非常警報設備は、施設内に火災の発生を報知する設備であって、非常警報器具は、警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等をいい、非常警報設備は、非常ベル、自動式サイレン、放送設備等をいう。
- ▶ 消防機関への通報設備は、電話が設けられていれば足りることが多いが、消防用設備等については消防法令により基準が定められている。自動火災通報装置が必要な場合もあり、消防法令による消防用設備等の基準の詳細については消防局予防課等を確認を行うこと。消防法令に基づき必要な設備等がない場合は、指導監督基準を満たさないこととなる。

（16 ページ「※ 特定用途の防火対象物の消防用設備等の基準について」参照）

《カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されているか。》

- ▶ 防炎表示がない場合は、基準を満たさない。
- ▶ 認可外保育施設は、消防法施行令別表第 1 (六) 項ハの用途に該当するため、消防法上は、設置階数にかかわらずなく、防炎性能基準を満たした防炎物品を使用す

る必要があることに注意が必要。

(16ページ「※ 特定用途の防火対象物の消防用設備等の基準について」参照)

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段

○ 建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件」(平成28年国土交通省告示第696号)により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

○ 建築基準法施行令第129条の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合又は同令第129条の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合は、同令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定により、同令の諸規定が適用除外となるが、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

○ 4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

※ 保育室を4階以上に設ける場合は、3階に設ける場合と異なることに注意

第5 保育内容

認可外保育施設の運営や利用実態は様々であるが、児童の健やかな成長を図るため、施設の実態に見合った計画を作成し、保育を行うことが重要である。

(1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。

- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解することが不可欠であること。

[乳児（1歳未満児）]

- ・ 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- ・ 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- ・ 一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[1歳以上3歳未満児]

- ・ 特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・ 自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・ 身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・ 一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

[3歳以上児]

- ・ この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協

同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

(3歳児)

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

(4歳児)

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

(5歳児)

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

(6歳児)

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。

イ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

- 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。
- 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。

- 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
- 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

- 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

- 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。
なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。

- 法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

《保育所保育指針を踏まえた適切な保育》

- ▶ 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- ▶ 新しい保育所保育指針が平成30年4月から施行されているので、留意すること。

【下記の項目により総合判定】

- ▶ 十分に配慮された保育の計画（全体的な計画、指導計画等）を定め、実行しているか。
- ▶ 認可外保育施設は、月極め、一時預かりなど様々な形態があり、年齢別、年間計画、月案、週案、日案を全て策定せずとも、何らかの計画を策定し保育を実施していれば良い。ただし、日案やデイリープログラムの作成がなければ、指導監督基準を満たさない。また、計画等が全くない場合も、基準を満たさない。
- ▶ 日々の保育について、保育日誌などで記録し、保管すること。

（参考様式：「全体的な計画」、「長期的な指導計画（年間計画・月案）」、「短期的な指導計画（週案・日案・週日案）」、「デイリープログラム」、「保育日誌」、「週案日誌」、「児童調査票・健康調査票・児童票・保育経過記録」）

《遊具の安全性》

- ▶ 大型遊具については、構造上の危険箇所を確認し、腐食・変形・磨耗など安全点検が必要。小型玩具についても、誤飲や誤飲による窒息の危険性など安全面の配慮が必要。
- ▶ 居宅訪問型保育の場合も、家庭にある玩具の誤飲や誤飲による窒息の危険性などについて注意が必要。

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設については、施設の設置者又は管理者とする。以下同じ。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

- 設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

- 保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。
- 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。
- 法第6条の3第9項に規定する業務（家庭的保育事業）を目的とする施設、同

条第１２項に規定する業務（事業所内保育事業）を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）及び法第６条の３第１１項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設の保育従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。

《保育者の人間性と専門性の向上》

- ▶ 次の内容をいずれか実施していれば、指導監督基準を満たしていると判断する。
 - ・他団体の研修に職員が参加している。（年１回程度の参加が望ましい。）
 - ・フランチャイズ本部の園長会議の内容等を職員に知らせている。
 - ・行政からの各種周知文書を職員に回覧している。
 - ・保育の実施内容や方法などについて、職員会議やミーティングなどを行い、職員間で協議、検討している。
 - ※ 上記内容については、研修報告や職員会議録など記録として確認できることが必要。
 - ▶ 居宅訪問型保育や１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設については、保育者が有資格者でない場合は研修受講が義務付けられている。研修内容等については、「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（令和３年３月３１日付け子発 0331 第５号厚生労働省子ども家庭局長通知）」を参照すること。
- なお、研修受講状況については、届出事項に含まれているだけでなく、利用者への情報提供として掲示事項（居宅訪問型保育は書面提示事項）とされている。

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

○ しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

○ 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

（専門機関からの助言を要する場合の例）

- ・心身の発達に遅れが見られる場合
- ・社会的援助が必要な家庭状況である場合

《児童相談所等の専門機関との連携》

- ▶ 埼玉県越谷児童相談所
（電話０４８－９７５－４１５２、ＦＡＸ０４８－９７７－３２００
月曜日から金曜日までの８時３０分～１８時１５分以外の時間帯で緊急性のある通報は、以下の番号
休日夜間児童虐待通報ダイヤル ０４８－７７９－１１５４）
- ▶ その他、連絡先一覧の作成に努めること。

《長期滞在児がいる場合の報告》

- ▶ 24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上利用している児童がいる場合は、「越谷市認可外保育施設指導監督要綱」に基づき、別紙様式で越谷市（子ども家庭部子ども施策推進課）まで報告すること。

（様式：「長期滞在児報告書」）

(3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

○ 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

- ▶ 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を実施すること。
- ▶ 3歳未満児については、原則として、連絡帳を活用すること。連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は、記入すること。
- ▶ 3歳以上児については、口頭連絡でも可とするが、連絡事項のうち重要な事項は、記録することが必要。
- ▶ 保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項についても、保育日誌や事務日誌等に記録し、確実に引き継ぐことが必要。
- ▶ 一時預かりのみの施設にあっては、（複写式等の）連絡票の利用も可。

（参考様式：「連絡帳」）

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

○ 保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

- ▶ 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう、緊急連絡先を整備しておくこと。
この緊急連絡先については、一覧表で整備し、全ての保育者が容易に分かるよう事務所に掲示しておくことが望ましい。なお、掲示の際は、施設関係者以外の者の目に触れないようにし、個人情報保護・漏洩防止にも留意すること。
- ▶ 緊急時に備え、保護者の連絡先のほか、警察署、消防署、近隣医療機関などの関係機関の連絡先一覧表等も併せて整備すること。
- ▶ 消防署と警察署の一覧については、緊急時の対応を記したフローチャート等が作成され、全ての保育者が容易に分かるように掲示されていれば、消防署と警察署の一覧は不要とする。
- ▶ 医療機関一覧については、内科、歯科、整形外科など、症状に応じた一覧を作成しておくことが望ましい。また、休診日に対応できるよう複数の医療機関の連絡先を把握しておくことが望ましい。なお、病院内保育室であって当該病院において緊急対応可能な場合は、医療機関一覧は不要とする。ただし、この場合であっても、当該病院の内線番号の一覧の作成など、緊急時に備えること。
- ▶ 居宅訪問型保育の場合も、緊急時に備え、保護者の連絡先やかかりつけ医等の把握が必要。また、保育を受ける児童の居宅の近隣関係機関（警察署、消防署、医療機関等）についても連絡先を把握し、緊急時に備えておくことが望ましい。

（参考様式：「関係機関連絡先一覧」）

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

- ▶ 本項目については、居宅訪問型保育には、適用しない。ただし、保護者や利用希望者等からの質問等には適切に対応すること。

第6 給食

児童の健やかな成長を図るため、衛生的で、児童の年齢や発達、健康状態等に配慮した食事の提供が重要である。

- (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年4月厚生労働省）を参考にする事。
- 法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、必要に応じて本基準を適用すること。

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

- 具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・ 食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
 - ・ ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
 - ・ 哺乳ビンを使用するごとによく洗い、滅菌すること。
 - ・ 食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
 - ・ 原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。
 - ・ 衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日付け生食発0616第1号通知）」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関／国連食糧農業機関共同作成・2007年）」を参考にする事。

- ▶ 食器類を共用する場合は、十分な消毒を行うこと。
- ▶ 食中毒が発生した場合は、越谷市保健所に連絡し、その指示に従い、併せて、越谷市（子ども家庭部子ども施策推進課）まで報告すること。

（参考様式：「給食日誌」）

参考：食中毒予防の3原則

清潔の原則

- ・清潔な材料を使用する。
- ・手洗いを十分に行う。
- ・食器・調理器具類は、使用後殺菌消毒し、衛生的に保管する。
- ・ネズミ、ゴキブリ、ハエ等の衛生害虫を駆除する。

迅速・冷却の原則

- ・速やかに調理し、早く喫食する。
- ・食品は、冷凍又は冷蔵保管する。

加熱の原則

- ・加熱する必要があるものは、中心部まで十分に加熱する。
(中心温度85℃1分間以上加熱)

参考：家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

point 1
食品の購入

消費期限などの表示をチェック!

肉・魚はそれぞれ分けて包む

できれば保冷剤(氷)などと一緒に

寄り道しないでまっすぐ帰ろう

point 2
家庭での保存

帰ったらすぐ冷蔵庫へ!

入れるのは7割程度に

肉・魚は汁がもれないように包んで保存

停電中に庫内温度に影響を与える際の開閉は控えましょう

冷蔵庫は10℃以下に維持

冷凍庫は-15℃以下に維持

point 3
下準備

冷凍食品の解凍は冷蔵庫で

タオルやふきんは清潔なものに交換

ゴミはこまめに捨てる

こまめに手を洗う

肉・魚を切ったら洗って熱湯をがけおく

井戸水を使っていたら水筒に注意

肉・魚は生で食べるものから避す

野菜もよく洗う

包丁などの器具、かきはんは洗って消毒

point 4
調理

加熱は十分に(めやすは中心部分の温度が75℃で1分以上)

台所は清潔に

作業前に手を洗う

電子レンジを使うときは均一に加熱されるようにする

調理を途中で止めた食品は冷蔵庫へ

point 5
食事

食事の前に手を洗う

盛り付けは清潔な器具、食器を使う

長時間室温に放置しない

point 6
残った食品

時間が経ち過ぎたり、ちよつとも怪しいと思ったら、悪い切って捨てる

作業前に手を洗う

手洗い後、清潔な器具、容器で保存

温めなおすときは十分に加熱する(めやすは75℃以上)

早く冷えるように小分けする

食中毒予防の3原則 食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」

厚生労働省

(2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

- 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。
また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
- 食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
- 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。
- アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

▶ 本来、献立が作成されていない場合は、こども家庭庁作成「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の評価基準に準じて、C判定となる。

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定区分	
				B	C
6 給食	2 食事内容等の状況				
	(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえた変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・ 献立が作成されていない。 ・ 献立に従った調理が適切に行われていないことがある。	○	

（評価基準より抜粋）

当該要領については、こども家庭庁から「全都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められることに特に留意願いたい。」と示されており、市独自の判断をすることは難しい。しかし、各施設の設立経緯や状況等を考慮すると、献立作成の有無のみでC判定と取り扱うことも、画一的すぎるきらいがある。

そこで、越谷市では、施設内調理であって、一定期間の献立の作成ができず、この献立に基づく調理ができない施設については、以下の条件を満たした場合、B判定（軽微な違反）として取り扱うものとする。

- ・ 保育日誌等に、提供した食事の内容（使用材料を含む。）を記録すること。
- ・ 一定期間の献立の作成ができず、この献立に基づく調理ができないことについて、保護者にあらかじめ説明し、保護者の理解を得ること。
- ・ 保育日誌等の記録から、食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立であると判断されること。

- ▶ 施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供の場合も、献立の把握は必要。
また、施設内調理と同様、年齢や発達、健康状態等に配慮した内容、つまり、食事摂取基準や児童の嗜好を踏まえた変化のある献立であることが求められる。
- ▶ 献立表の配付は、保護者に施設での食事内容を前もって把握してもらい、家庭での食事とのバランスを保つことにもつながり、家庭と施設の食事の連続性(生活の連続性)の点からも望ましい。(参考「保育所における食事の提供ガイドライン」)
- ▶ アレルギー疾患を有する児童の対応については、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（２０１９年改訂版）（平成３１年４月厚生労働省）を参考に、生活管理指導表等に基づく対応が必要であること。

第7 健康管理・安全確保

児童の命を守り健やかな成長を図るため、施設として、児童の健康状態の観察、健康診断の実施、発育チェック等を行うとともに、児童の安全を確保することが求められる。保護者の告知のみに頼らず、医師の行う健康診断書など客観的な資料による判断が必要。

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

○ 登園時の健康状態の観察

毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することもある。）が必要であること。

○ 降園時の健康状態の観察

毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

▶ 居宅訪問型保育の場合、保育開始前及び終了時の健康状態の観察が必要。

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

▶ 発育チェックの対象児童は、月極め児童など継続的に施設を利用する児童で良い。

▶ 発育チェックの結果は、必ずしも一覧表等にまとめられて保存されていなくても良いが、毎月の定期的な実施が確認できるよう、記録の保存は必要。

（参考様式：「児童の発達チェック表」）

(3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

○ 直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。

○ 医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。

○ 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。

○ 法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設については、原則として、(2)及び(3)は適用しない。

▶ 健康診断の対象児童は、月極め児童など継続的に施設を利用する児童で良い。

▶ 継続して施設を利用している乳幼児の健康診断は、利用開始時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施することが必要。学校保健安全法施行規則に定める検査項目を参考に、嘱託医や提携医療機関がある場合は当該医師等に相談のうえ、必要な検査を実施すること。歯科検診については未実施でも指摘事項とはしないが、歯科検診を含めて実施することが望ましい。

▶ 利用開始時の健康診断は、なるべく施設利用前に行い、未実施の場合は施設利用後速やかに行う。年2回の健康診断は、「おおむね半年毎」に実施すること。

- ▶ 施設で直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6か月以内に実施された乳幼児健診の記録が記載されたページの写し）の提出を受けることでも可。診断書等は、6か月前までのものが有効。
- ▶ 定期健康診断の趣旨は、児童の健康状態を定期的に確認するというものであり、母子健康手帳の写しの提出で対応している場合は、乳幼児健診などの受診状況を確認し、おおむね6か月以内に受診しているかを確認することが必要。
- ▶ 利用開始時の健康診断及び年2回の健康診断については在籍児童全員が実施していることを求めるものであるが、各施設の状況を鑑みて在籍児童に対しておおむね実施されている状況をもって「適」と判断する（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領）。

（参考様式：「児童の健康診断項目」、「児童の健康診断票」）

- ▶ 緊急時に備え、病院内保育室であって当該病院において緊急対応が可能な場合を除き、近隣の医療機関等の一覧を作成すること。ただし、病院内保育室等の場合であっても、当該病院の内線番号の一覧の作成など、緊急時に備えること。
- ▶ 居宅訪問型保育の場合、事業者による健康診断の実施は必要ないが、乳幼児健診等の結果の共有が望ましい。児童の体質、かかりつけ医の確認は必要。

（4）職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

イ 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施すること。

- 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）により義務づけられていること。
- イについて、法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じ、必要に応じて本基準を適用すること。

《職員の採用時、年1回の健康診断》

- ▶ 労働安全衛生法は、事業者に対し、雇入れ時及び年1回の定期（深夜業等の特定業務従事者は年2回）に労働者の健康診断を実施することを義務付けている。なお、この健康診断実施に伴う費用の負担については、法で事業者健康診断の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであるとされている。（健康診断の実施義務は、常時使用する労働者が対象）
- ▶ 検査項目は、法定項目（労働安全衛生規則に規定）全てを実施する必要がある。市民検診でレントゲン検査を実施しないところがあるが、その場合は不適となるため追加実施の必要がある。
- ▶ 職員の健康診断が必要かどうかについて判断が難しい場合は、最寄りの労働基準監督署に確認する必要がある。

【健康診断の実施義務等】

	契約形態	正社員	パートタイム労働者					
			○無期契約 ○契約期間が1年以上の有期契約（契約更新により1年以上になる場合を含む）			○契約期間が6月以上1年未満の有期契約（契約更新により6月以上となる場合を含む）		
	週所定労働時間 （対正社員）	1	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満
一般健康診断	雇入時の健康診断	◎	◎	○	△	△		
	定期健康診断 （1年以内に1回）					△		
	特定業務※1への配置換え時 を行う健康診断					◎	○	△
	特定業務従事者の定期健康 診断（6月以内に1回）					◎	○	△
健康特殊診断	入社時、有害業務※2への配 置換え時を行う特殊健康診断	特殊健康診断については、契約形態および週所定労働時間によらず、あくまで有害業務に常時従事する場合に健康診断を実施する義務が定められています。						
	定期的特殊健康診断 （6月以内に1回）							

◎：労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの。

○：法令上の実施義務規定は無いが「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」（平成5年12月1日基発第663号）により実施が望ましいとされているもの。

△：実施根拠規定がないもの。

※1：労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務

（深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務、著しく暑熱な場所における業務、等）

※2：労働安全衛生法施行令第22条第1項の業務

（有機溶剤業務、特定化学物質の取扱い等の業務、放射線業務、石綿等の取扱い等の業務、等）

※厚生労働省発行リーフレットより抜粋

《検便の実施について》

- ▶ 調乳、食事の盛り付けを行う場合も、調理に準じて検便の実施が必要。
- ▶ 検便の検査項目については、学校給食従事者において「①赤痢菌、②サルモネラ菌、③腸管出血性大腸菌（O-157）」の検査が義務付けられていることから、認可外保育施設においても、最低これらの検査の実施が望ましい。
- ▶ 児童の預かりがない月については、未実施でも指摘事項としない。ただし、検便を実施していない月に一時的な預かりがあった場合は、その際に調理等はできない。（令和4年11月24日子ども施策推進課長決裁）
- ▶ 居宅訪問型保育の場合は、1年に1回の実施で良いこととする。（令和4年12月14日子ども施策推進課長決裁）

(5) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

- 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

- ▶ 与薬については、「保育所保育指針解説書」（平成30年2月厚生労働省作成）では、与薬への留意点として「保育所において子どもに薬（座薬等を含む。）

を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。その際は、保護者に医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させることが必須である。保護者から預かった薬については、他の子どもが誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど、管理を徹底しなくてはならない。また、与薬に当たっては、複数の保育士等で、対象児を確認し、重複与薬や与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要がある。与薬後には、子どもの観察を十分に行う。」とされている。

与薬依頼票については、厚生労働省から様式が示されていないため、日本保育園保健協会ホームページを参照するなど、適切な対応をはかること。

- ▶ 居宅訪問型保育の場合、事業者が医療品を整備する必要はないが、与薬については、与薬依頼票等により取扱いを明確にしておくこと。
- ▶ 児童が怪我をした際、水で傷口を洗い流すため、消毒薬を使用していない場合は、消毒薬がなくとも指導事項としない。 (参考様式：「くすり連絡票」)

(6) 感染症への対応

ア 法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設以外の施設

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（平成30年3月厚生労働省）を参考にすること。
- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

《再登園時の治癒証明・医師の意見書》

- ▶ 感染症等に罹患し、再登園時に治癒の確認が必要な場合、「意見書」など医師とのやり取りを記載した書面等の提出を求め、保護者の判断のみに委ねないこと。
- ▶ 感染症の罹患期や回復期にある児童に対する保育が可能である場合、感染症対策ガイドラインなどを参考に保育できるめやすを決めておくこと。
- ▶ 季節性インフルエンザ罹患後の対応については、厚生労働省から「インフルエンザの陰性を証明することが困難であることや、患者の治癒にあたる医療機関に過剰な負担をかける可能性があることから、治癒証明書や陰性証明書の提出を求めることは望ましくない。」などの見解が示されたため、医師の記入する意見書の代わりに、保護者が記入する経過報告書等による対応も可としている。
(施設で、季節性インフルエンザ罹患後の登園の判断基準として、医師が記入する書面の提出が必要と判断する場合には、提出を妨げるものではない。)

参考：「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」より

(3)罹患した子どもが登園する際の対応

- 保育所では、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する環境であることを踏まえ、周囲への感染拡大を防止することが重要である。
- 子どもの病状が回復し、保育所における集団生活に支障がないと医師により判断されたことを、保護者を通じて確認した上で、登園を再開することが重要である。

保育所では、感染症に罹患した子どもの体調ができるだけ速やかに回復するように、迅速かつ適切に対応するとともに、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する環境であることを踏まえ、周囲への感染拡大を防止することが求められます。こうした観点から、保育所では、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間の基準に準じて、あらかじめ登園のめやすを確認しておく必要があります。

(参照：「学校保健安全法施行規則第19条における出席停止の期間の基準」(p.4))

子どもの病状が回復し、集団生活に支障がないという診断は、身体症状、その他の検査結果等を総合的に勘案し、診察に当たった医師が医学的知見に基づいて行うものです。罹患した子どもが登園を再開する際の取扱いについては、個々の保育所で決めるのではなく、子どもの負担や医療機関の状況も考慮して、市区町村の支援の下、地域の医療機関、地区医師会・都道府県医師会、学校等と協議して決めることが大切になります。

この協議の結果、疾患の種類に応じて、「意見書(医師が記入)」又は「登園届(保護者が記入)」を保護者から保育所に提出するという取扱いをすることが考えられます。(参照：「別添4 医師の意見書及び保護者の登園届」(p.82))

なお、「意見書」及び「登園届」については、一律に作成・提出が必要となるものではありませんが、協議の結果、「意見書」及び「登園届」の作成・提出が必要となった場合には、事前に保護者に十分周知することが重要です。

(具体的な対応)

- ・ 感染症に罹患した子どもが登園する際には、
 - ①子どもの健康(全身)状態が保育所での集団生活に適応できる状態まで回復していること
 - ②保育所内での感染症の集団発生や流行につながらないことについて確認することが必要です。
- ・ 職員についても、周囲への感染拡大防止の観点から、勤務を停止することが必要になる場合があります。勤務復帰の時期、従事する職務等については、嘱託医の指示を受け、当該職員と施設長等との間で十分に相談し、適切な対応をとる必要があります。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務(居宅訪問型保育事業)を目的とする施設
感染予防のための対策を行うこと。

- 法第6条の3第11項に規定する業務(居宅訪問型保育事業)を目的とする施設については、利用児童の居宅等において保育を行うことを踏まえ、複数児童が利用する施設とは異なり、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く必要があること。

(例) 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防を実施する。

(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

○ 窒息リスクの除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であること。

▶ 睡眠時は、チェック表を作成し、乳幼児の様子の確認と記録をすること。乳幼児突然死症候群は、生後2か月から6か月までに多く、まれに1歳以上での発症もあるとされていることから、3歳未満児については呼吸チェックを必ず行うこと。

呼吸チェックの例：乳児は5分毎 1歳児は10分毎 2歳児は15分毎

3歳以上児のみの場合も、体調の急変等に備え、保育室に職員が在室し、睡眠中の児童に対する定期的な観察を行い、確認することが必要である。

(参考様式：「睡眠時チェック表」)

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

▶ 居宅訪問型保育の場合も、現に児童を保育している間は禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。

ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

オ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

キ 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてカに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと（法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設については適用しない）。

ク 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

ケ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

コ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。

- 安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。
- 事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）を参照すること。

サ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

シ 死亡事故等の故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

- 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。
- 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。
 - ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。
 - ・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。
 - ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施すること。
- 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

《安全計画の策定》

- ▶ 安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む認可外保育施設での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安

全計画)を定めること。

- ▶ 安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を「認可外保育施設が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと。
- ▶ 以上の一連の対応を実施することをもって認可外保育施設における安全計画の策定を行ったこととする。
- ▶ その他、安全計画に関する留意事項等は「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月16日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室通知）」を参照すること。

(参考様式：「保育安全計画例」)

認可外保育施設が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

実施時期	取組内容
年度始め ※取組が不十分の場合は速やかに	・園内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること ・各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報）の実施に関する年間スケジュールを定める ・自治体が実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する ・中途採用者等のための研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する ・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める
6月頃	・水遊び・プール活動のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11月頃	・降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
随時 ※職員の採用時又は園児の入園時	・中途採用者等にオンライン研修等の受講機会を設ける ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）
事故発生時 ※ヒヤリ・ハット事案含む	・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、職員・保護者に周知する

※「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月16日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室通知）」より抜粋

《安全計画に定める研修及び訓練の実施》

- ▶ 安全計画に定める研修及び訓練については、「第3 非常災害に対する措置」に

において実施が求められる避難消火等の訓練や「第7 健康管理・安全確保」において実施が求められる救命処置に関する訓練などが想定される。

- ▶ 居宅訪問型保育事業者については、自主点検表の具体的取組欄及び運営状況報告の記載内容から、児童の安全確保に対する理解及び取組の実施が確認できた場合は、安全計画の策定がされていなくとも、当該評価事項が指導監査の指摘には当たらないものとする。また、安全計画の策定がされていた場合であっても、自主点検表の具体的取組欄及び運営状況報告の記載内容から、児童の安全確保に対する理解及び取組の実施が不十分であると判断される場合には、当該評価事項を指導監査の指摘とし、指導・助言を行うこととする。（令和5年12月27日子ども施策推進課長決裁）

《施設の安全確保》

- ▶ 暖房器具等の高熱を発する物、危険な物については、囲障等で区画すること。
- ▶ 児童の安全を確保するため、保育室の出入口、児童用トイレ、ベビーゲートなど、児童が通常出入する戸、扉等には、必要に応じて指つめ防止策を施すこと。
- ▶ 家具等に転倒防止措置を施すとともに、地震や遊具等がぶつかることなどによる落下や破損時の被害を最小限に抑えるため、保育室、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にあるガラス等について、ガラス飛散防止フィルムを貼るなど飛散防止について配慮することが望ましい。
棚上の物などについては、落下防止策を施すこと。
吊り戸棚については耐震ラッチ等による落下防止策が講じられていること。
- ▶ 保育室、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等に面取りを施すこと。また、突起物等に対する安全性に配慮すること。
- ▶ コンセントについては、カバーやシャッターの設置など児童の安全を確保すること。カバーなどの設置に伴う突起等に対する安全性についても配慮すること。
（児童の手の届かない高所にコンセントを設置することが望ましい。）
- ▶ 保育室等の児童が利用するスペースにおける画鋸の使用については、抜け落ちたときに児童が誤飲や怪我をする場合もあるため、使用を控えるか、使用する場合はセロテープ等で落ちないように必要な措置を施すこと。（掲示物については、極力テープ等で掲示できるような設備にすることが望ましい。）
- ▶ 遊具や工作物について、構造上の危険箇所を確認するとともに、腐食・腐朽・変形・磨耗・部材の消失など、安全性についての点検を徹底すること。小型玩具等についても、誤飲や誤飲による窒息の危険性など安全面の配慮が必要。
- ▶ 保育室、階段、ベランダ等の転落防止用の柵等については、児童が乗り越えることができないよう形状や高さに配慮し、児童の安全を確保すること。
窓の近くやベランダに足がかりとなるようなものを置かないこと。
- ▶ 保育上の死角となる場所を把握し、死角をなるべく減らす工夫をすること。
- ▶ 不審者の侵入防止のため、施設の出入口は施錠を行うこと。施設に入る際に顔等人物確認できるようにすること。（モニタ、オートロックの設置が望ましい。）
フェンスは、児童の飛出し及び不審者の侵入防止に配慮した構造にすること。
- ▶ 居宅訪問型保育の場合も、事前に保護者とともに保育する部屋を確認し、落下・転倒の可能性がある物や誤飲や誤飲による窒息の危険性のある玩具の把握など、

安全な保育空間の確保に努めることが望ましい。

- ▶ ヒヤリ・ハット事例の収集や事故記録簿を付けるなど、日々の保育の中で、事故防止につながる取組を行うこと。
- ▶ 万一、事故等（死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案、見失い事案、その他）が発生した場合は、「児童福祉法施行細則」、「越谷市認可外保育施設指導監督要綱」等に基づき、別紙様式により越谷市（子ども家庭部子ども施策推進課）まで報告すること。

（様式：「教育・保育施設等事故報告書」）

《児童の所在確認》

- ▶ 所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか児童の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。

《救命処置に関する訓練》

- ▶ 定期的な訓練が実施されていない場合は、こども家庭庁作成「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の評価基準に準じて、C判定となる。越谷市では、1年に1回以上の実施をもって、定期的に行われていると判断する。（令和4年10月25日子ども施策推進課長決裁）
- ▶ 一方、訓練修了証や認定証に有効期限・認定期間が定められている場合など、訓練等において身につけた受講者の救命技能等が、訓練等実施機関により一定期間保証されるケースも存在する。この場合は、以下の取扱いとする。

【居宅訪問型保育事業以外】

施設に勤務する保育者全員が、調査基準日時点において有効な訓練修了証又は認定証（外部訓練実施機関が発行するものに限る。）を保有する場合は、救命処置に関する訓練を1年に1回以上実施していない場合であっても、指導監査の指摘には当たらないものとする。

【居宅訪問型保育事業】

保育者（ベビーシッター）が、調査基準日時点において有効な訓練修了証又は認定証（外部訓練実施機関が発行するものに限る。）を保有する場合は、救命処置に関する訓練を1年に1回以上実施していない場合であっても、指導監査の指摘には当たらないものとする。

（令和5年12月27日子ども施策推進課長決裁）

《乳幼児に関する保険》

- ▶ 損害賠償責任保険に加入すること。
- ▶ 万一、認可外保育施設の保育中に事故が発生した場合、施設側に賠償等の責が生じると考えられ、そのような場合に保険は有効である。また、保険契約は、保護者の信頼感・安心感にもつながる。
- ▶ なお、傷害保険や約定履行費用保険についても、併せて加入することが望ましい。

保育事故に関連のある損害保険契約の例

賠償責任保険：

施設の使用・管理上の不備に起因した事故や業務遂行により、第三者に対する法律上の賠償責任を負担した場合に、被保険者(保育施設)が被る損害(賠償金の支払いや負担する費用)を填補する。被保険者(保育施設)が賠償責任を負わない場合は、保険金は支払われない。

被保険者(保育施設)が法律上の賠償責任を負わない場合でも、被保険者が負担した初期対応費用の特約がついているものもある。

傷害保険：

施設において、児童が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に、保険金を支払う。傷害保険における被保険者は、傷害を被った者となり、保育を受けている児童(又はその児童の親権者)となる。

約定費用履行保険：

被保険者が、一定の偶然な事由が生じたときに、一定の金銭給付等の債務を履行又は免除する旨の約定を第三者との間で締結している場合に、その約定の履行によって被保険者が被る損害に対して保険金を支払うもの。

約定の内容は各保険契約に異なるが、保育施設内外で偶発的な事故により児童が傷害を被った場合に一定の見舞金を支払う内容を定めたものが多い。

当該事故に関する保育施設の賠償責任の有無は問われない。

- ▶ 施設の安全確保については、国の事故情報データベースの活用なども、検討すること。

〔特定教育・保育施設等における事故情報データベース〕

こども家庭庁・文部科学省に報告のあった事故の情報について
集約・データベース化したものを公表するもの

特定教育・保育施設 事故情報データベース

検索



ネットで検索

〔越谷市C i t yメール〕

越谷市の防災情報などを、電子メールを用いて配信するもの

越谷市 C i t yメール

検索



ネットで検索

〔埼玉県警察メールマガジン「犯罪情報官NEWS」〕

埼玉県警察が認知した事件・事案概要を掲載することで、自主的な防犯対策に役立ててもらうことを目的としたもの

埼玉県 犯罪情報官ニュース

検索



ネットで検索

第8 利用者への情報提供

届出施設については、児童福祉法上、提供するサービス内容の掲示、書面の交付、契約内容の説明の義務が課されている。届出対象外施設についても、提供するサービス等を事前に説明し、理解を得た上で、サービスの提供を行うことが望ましい。

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないこと。

○ 届出対象施設については、以下の内容について掲示する（法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設については、書面等による提示などの方法が考えられる。）とともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが義務づけられている。公衆の閲覧に供する方法は、具体的には、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）に掲載することとしている（児童福祉法施行規則第49条の5第1項）。

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
（注：法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設以外の施設に限る。）
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
（注：法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設については、保育提供可能時間）
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由（注：利用料の変更に関し掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが適切になされているか、保護者への説明がなされているかについて、指導助言を行うこと。）
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況
（注：法第6条の3第9項に規定する業務（家庭的保育事業）を目的とする施設、同条第12項に規定する業務（事業所内保育事業）を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設に限る。）
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

- 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。（様式14参照）

《記載事項の補足説明》

- ▶ 記載事項については、随時、児童福祉法施行規則の一部改正により、追加されている。平成29年以降追加された事項及びその説明等は、次のとおりである。

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について（子発 1110 第4号・平成29年11月10日厚生労働省子ども家庭局長通知）」の抜粋

(2) 認可外保育施設における掲示事項について

認可外保育施設における保護者への適切な情報提供を確保するため、当該施設の設置者が当該施設に掲示しなければならない事項に、アからオまでに掲げる事項を追加すること。

ア 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

保育する乳幼児に関して契約している保険の加入状況として、保険の種類、保険事故及び保険金額を記すこと。

イ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

提携している医療機関の名称、所在地及び具体的な提携内容を記すこと。

ウ 緊急時等における対応方法

緊急時等における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法などを記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。

エ 非常災害対策

災害時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所や避難方法などを記すこと。また、別途非常災害に関する具体的な計画を作成し、計画の概要等を掲示しても差し支えないこと。なお、非常災害とは、火災や水害・土砂災害、地震など地域の実情を鑑みた上で想定される災害を指している。

オ 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する研修の実施状況や虐待の防止に関するマニュアルの作成状況等について記すこと。

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について（子発 0405 第2号・平成31年4月5日厚生労働省子ども家庭局長通知）」の抜粋

第一 2 認可外保育施設の利用料等の変更に関する情報提供について

保護者に対して適切に情報開示がなされるよう、提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について、変更を生じたことがある場合にあっては、直近の変更の内容及びその理由を掲示しなければならないこととする。

なお、認可外保育施設の設置者においては、変更の内容及びその理由について施設内に掲示するだけでなく、保護者に通知及び直接の説明を行うべきである。

「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について（子発 0927 第 6 号・令和元年 9 月 27 日厚生労働省子ども家庭局長通知）」の抜粋

- 2 認可外の居宅訪問型保育事業者及び認可外の家庭的保育事業者に対する研修の受講状況の掲示の義務付け

法第59条の2の2の規定及び規則第49条の5の規定により、認可外保育施設の設置者は、サービスの内容や利用料等について掲示することが義務付けられている。

今般、利用者による事業者の選択及び事業者の質の確保・向上に資するため、認可外の居宅訪問型保育事業者及び認可外の家庭的保育事業者については、規則第49条の5に規定する掲示事項に、研修の受講状況を加えることとする。

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について（子発 0430 第 2 号・令和 3 年 4 月 30 日厚生労働省子ども家庭局長通知）」の抜粋

- (1) 認可外保育施設の届出事項及び変更届出事項への追加（規則第49条の3及び第49条の4関係）

認可外保育施設の設置者が、過去に法第59条第5項に規定する命令（認可外保育施設に対するものに限る。以下「命令」という。）を受けたか否かを届出事項に加える。なお、当該命令を受けたことがある場合は、その種類、当該命令を行った自治体名及び年月日も併せて届け出ることとする。

また、この内容について、届出後に変更が生じた（すなわち、届出時点では命令を受けたことがなかったが、届出後に命令を受けた）場合、当該施設の設置者は届出変更届を提出することとする。

- (2) 認可外保育施設における掲示事項への追加（規則第49条の5関係）

認可外保育施設の設置者が命令を受けたか否かの情報は、利用者の施設選択に影響を与える情報であるため、施設内での掲示事項にも加えることとする。

- (3) 認可外保育施設の運営状況報告事項への追加（規則第49条の7関係）

認可外保育施設は、毎年、運営状況の報告を都道府県知事等に行うこととされているところ、運営状況の報告の事項は届出事項と共通するため、運営状況報告事項にも加えることとする。

（様式：「掲示様式」、「掲示様式・記載例」）

(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面等交付が義務づけられている。（法第59条の2の4）
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・ 施設の名称及び所在地
 - ・ 施設の管理者の氏名
 - ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
 - ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。（様式15参照）

《提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容》

- ▶ 児童福祉法施行規則第49条の6第5号に定められている項目なので、施設近隣に適切な医療機関がない場合や、医療機関から提携に関する了解を得られない場合であっても、省略することは適当でない。
- ▶ 居宅訪問型保育以外の施設であって、嘱託医や提携医療機関が確保できない場合は、具体的名称を省略した表現により契約書に記載し、口頭で、施設が想定している医療機関名を連絡する。

（例「怪我や急な発熱があった場合等は、最寄りの医療機関にお連れします。」）

- ▶ 居宅訪問型保育の場合は、嘱託医や提携医療機関を確保していないことや確保していても児童の居宅から離れていることが想定されるため、怪我や急な発熱があった場合等の対応に関し保護者と調整し、契約書に記載すること。

（例「怪我や急な発熱があった場合等は、保護者の方へ連絡するとともに、事前に保護者の方に確認したお子さんのかかりつけの医療機関等にお連れします。」）

《契約書面に係る電磁的記録》

- ▶ 契約書面の交付については、従来は、紙媒体による交付とされていたが、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）」が改正され、当該省令第11条第1項に基づき、相手方の承諾を得た上で、書面の交付に代えて電子媒体による交付が可能になった。

参考：民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
(平成16年法律第149号)

(電磁的記録による交付等)

第六条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する法令の規定を適用する。

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

- 2 民間事業者等が、前項各号の規定に基づき別表第四の一の表に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるようにしなければならない。

(高度情報化社会進展に伴い、契約書面等の交付について相手方の承諾があった場合に、紙媒体ではなく、インターネット等を介し電子媒体で提供することが可能になった。省令第11条第1項第1号は、インターネット等を利用する場合を規定しており、電子メールでのやり取りや、ホームページ上での閲覧と申込者によるダウンロード等が想定されている。同条第2号は、磁気ディスク、CD-ROM、USB等の外部記録媒体の利用が想定されている。)

(様式：「交付書面様式」、「交付書面様式・記載例」)

(3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと。

- 届出対象施設については、当該施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。（法第59条の2の3）
- 届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。
- 保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。

※ 届出対象外施設については、「提供するサービス内容の揭示」、「契約内容を記載した書面の交付」、「利用予定者に対する説明」は、児童福祉法上は義務付けられていないが、利用予定者に対し文書を配付した上で説明を行い、書面による契約をすることが望ましい。

第9 備える帳簿等

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
 - ・ 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等
（注：法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用していない場合に限る。）については、職員に関する帳簿は整備しなくてもよいが、資格を証明する書類（写）等は確実に保管する必要がある。）
- 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
- 労働基準法等の他法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務づけられている。法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。
（例）
 - ・ 労働者名簿（労働基準法第107条）
 - ・ 賃金台帳（労働基準法第108条）
 - ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

認可外保育施設に備えるべき帳簿としては、次のようなものが想定される。

職員関係	労働者名簿(労働基準法第107条)	出勤簿・タイムカード
	職員履歴書・資格証明書(写)	賃金台帳(労働基準法第108条)
	労働条件通知書、雇用契約書	職員健康診断記録
	派遣契約書、派遣先管理台帳	検便検査結果票
	職員勤務表・シフト表・ローテーション表	研修報告、職員会議録等
	プール活動役割分担表	
児童関係	サービス内容の掲示様式	児童健康診断記録
	利用契約書	医師の意見書
	児童名簿	睡眠時チェック表
	児童出席簿	緊急連絡表(保護者連絡先、関係機関一覧)
	児童票	給食献立表・給食日誌
	保育日誌	災害・事故等の対応マニュアル
	保育カリキュラム(年間・月案・週案・日案等)	重大事故、長期滞在児報告書(控え)
	連絡帳	賠償責任保険証書・傷害保険証書
施設関係	非常災害等の訓練計画及び実施記録	消防計画届・防火管理者選任届
	防火対象物使用開始届	施設の図面
	消防署立入検査結果通知書・消防用設備点検書類	賃貸借契約書

※ 児童票とは、児童の在籍記録、成長過程、保育経過等を記録したもの。在籍・生活圏に係る記録(家族構成・住所・住居環境・かかりつけ医・緊急連絡先・生育歴等)、健康に係る記録

(健診結果・予防接種記入欄・罹患状況・出席状況等)、発達状況に係る記録(運動発達・人間関係・知的好奇心の状況・感性・表現力・生活習慣等)、家庭との連携等の記載が想定される。

※ 上記書類は、帳簿の一例であり、施設によっては該当しないものもある。

※ 上記書類の中には電子化可能なものもあるが、見読性の確保(必要な文書をすぐに目に見えるような明瞭な状態で画面やプリンタに出力し、確認できるようにすること)が必要。

《職員に関する書類等の整備》

▶ 疑義などがある場合は、最寄りの労働基準監督署に相談、問合せを行うこと。

○労働基準法上の「労働者」とは、「①職業の種類を問わず」、「②事業又は事務所に使用される者」で、「③賃金を支払われる者」をいう。したがって、賃金の支払いがない場合は労働者とはみなされない。

同居の親族のみを使用する事業については、労働基準法は適用されないが、1人でも同居の親族以外の労働者を使用している場合、同法は適用される。なお、この労働基準法が適用される事業で、常時使用されている同居の親族については、使用従属関係が明確で、就労の実態が他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われているような場合には、労働者として取り扱われる。

○労働者名簿

労働者名簿は、事業場ごとに調製しなければならない。(労働基準法第107条)

記載事項：①労働者氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務の種類(常時30人以上の労働者を雇用する事業の場合)、⑦雇入年月日、⑧退職年月日及びその理由(解雇の場合はその理由)、⑨死亡年月日及びその原因

※ 労働者名簿は、「日々雇いの職員」を除いて、非常勤職員も必要。

労働者名簿は、労働者から提出される履歴書とは別に、事業主が作成し、保管すること。

労働者名簿の履歴については、法令等で明確な定めはないが、最終学歴や前職の職歴、取得資格、採用後の人事異動・配置転換等を含めた職務経歴などの記載が想定される。

○賃金台帳

賃金台帳は、各事業場ごとに調製しなければならない。(労働基準法第108条)

記載事項：①労働者氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働時間数、⑦深夜労働時間数、⑧休日労働時間数、⑨基本給や手当等の種類と額、⑩控除項目と額

※ 賃金台帳は、非常勤職員、日々雇いの職員とも必要。

※ 労働者名簿と賃金台帳とを併せて作成することも認められている。

○派遣労働者

派遣労働者の場合、労働者名簿や賃金台帳は、派遣元の使用者が調製する。労働者名簿、賃金台帳、派遣元管理台帳を一つにまとめることも認められている。派遣先にあつては、派遣先管理台帳を作成する必要がある。

○「事業場」の定義

労働基準法に基づく「事業場」とは、企業ごとではなく、本店、支店、工場など

一定の事業が行われているそれぞれを一つの単位としている。つまり、一つの企業であっても場所が離れている場合、原則、別の事業場として取り扱われる。ただし、以下のような例外はあるので最寄りの労働基準監督署へ確認すること。

- ・場所的には分離しているが、規模が著しく小さく事務能力等を勘案すると独立性がない場合は、直近上位の機構と併せて「一つの事業」と扱われる。等

○雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の例

項目	内容
雇入に係る書類	労働契約における労働条件を明示した書類等
解雇に係る書類	解雇予告通知書、その他解雇に関する書類
災害補償に係る書類	業務災害等の災害に関する書類等
賃金に係る書類	労働の対償として使用者が労働者に支払った全てのものに関する書類
その他労働関係に関する重要な書類	出勤簿やタイムレコーダーの記録、使用者が自ら始業・終業時刻を記録した書類、残業命令書及びその報告書、労働者が記録した労働時間報告書など並びに労使協定書、各種許認可に係る書類等

○労働者名簿、賃金台帳、雇入・解雇・災害補償・賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務

労働基準法第109条により、5年間*保存しなければならないと定められているため、作成のうえ、適正に保存をすること。

*民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号。令和2年4月1日施行)等を踏まえ、労働基準法第109条は改正され、保存期間は賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長されているが、経過措置として、当分の間は3年となっている。

○労働者災害補償保険制度は、原則として1人でも労働者を使用する事業について、業種の規模の如何を問わず、全てに適用される。なお、労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいい、労働者であればアルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ない。家族、ボランティア等のみの施設以外については、本来、労災保険に加入のうえ、書類の整備が必要である。

○就業規則

常時10人以上の従業員を使用する使用者は、労働基準法第89条の規定により、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならないとされている。就業規則を変更する場合も同様に、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない。

厚生労働省のホームページに掲載されている「モデル就業規則」の規程例や解説等を参考に、各事業場の実情に応じた就業規則を作成・届出すること。

厚生労働省 モデル就業規則

検索



ネットで検索

○労働者名簿などの労働基準法関係主要様式については、厚生労働省のホームページからダウンロードできる。

厚生労働省 労働者名簿

検索



ネットで検索

○越谷市を所管する労働基準監督署

春日部労働基準監督署

〒 3 4 4 - 8 5 0 6 春日部市南 3 - 1 0 - 1 3

〔賃金・労働条件〕

電話 0 4 8 - 7 3 5 - 5 2 2 6

〔安全衛生〕

電話 0 4 8 - 7 3 5 - 5 2 2 7

〔労働保険加入手続・労災保険給付〕

電話 0 4 8 - 7 3 5 - 5 2 2 8

参考資料

- ・ 保育所保育指針
- ・ 保育所保育指針解説書
- ・ 保育所における食事の提供ガイドライン
- ・ 保育所における感染症対策ガイドライン
- ・ 児童福祉施設における感染症対策マニュアル
- ・ 保育所におけるアレルギー対策ガイドライン
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル
- ・ 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について
- ・ 家庭でできる食中毒予防の6つのポイント
 - 家庭で行うHACCP（宇宙食から生まれた衛生管理） -
- ・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- ・ 子どもの安全に関するハンドブック（平成24年度経済産業省作成）
 - ・ 防災訓練用対応ケース集
 - ・ 保育施設のための防災ハンドブック
 - ・ 保育ママのための防災ハンドブック
 - ・ ベビーシッター会社のための防災ハンドブックライン
- ・ 児童福祉施設における業務継続ガイドライン
- ・ 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン
- ・ こども家庭庁 保育関係のホームページ

こども家庭庁 保育

検索



ネットで検索

- ・ 厚生労働省 労働基準関係のホームページ

厚生労働省 労働基準

検索



ネットで検索

越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課

電 話：048-963-9165（直通）

F A X：048-963-3987

E-Mail：kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp